

## 第 1 回 向日市公立保育所のあり方検討委員会 会議録

- 日 時 : 平成20年8月20日(水)  
午後7時～午後8時45分
- 場 所 : 向日市役所 大会議室
- 出席者 : 委員 9名  
事務局 5名  
藤井健康福祉部次長 今西子育て支援課長 中村子育て支援課主幹  
川本保育係長 三好主査
- 傍聴者 : 4名
- 議 題 : 1. 委嘱状交付  
2. 委員の紹介  
3. 市長挨拶  
4. 委員長・副委員長の選出について  
5. 「向日市公立保育所のあり方検討委員会の公開に関する要綱」(案)  
及び「向日市公立保育所のあり方検討委員会傍聴要領」(案)につ  
いて  
6. 検討委員会設置の経緯と今後のスケジュールについて  
7. 向日市の保育所の現状について  
8. その他

(事務局) 本日は夜分、大変お疲れの中、ご出席をいただきまして、大変ありが  
とうございます。

定刻より若干早いですけれども、皆様お揃いですので、ただ今から第  
1回向日市公立保育所のあり方検討委員会を開催させていただきます。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第により進めさせて  
いただきます。

私は、本日進行を務めさせていただきます子育て支援課長の今西でござい  
ます。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、議題の第1番目の委嘱状の交付についてであります。委嘱状につ  
きましては、本来なら委員お一人お一人に市長より交付させていただくの  
が筋ではございますが、時間の関係上 皆様のお手元に資料と一緒に置か  
せていただいております。なお、委員の任期につきましては、本日より、  
来年の3月31日までとさせていただきますので、よろしく願い  
をいたします。

続きまして、議題の第2番目の委員の皆様方のご紹介に移らせていただきます。恐れ入りますけども、安藤先生から、自己紹介の方をお願いいたします。

(各自 自己紹介)

(事務局) みなさんありがとうございました。それでは、続きまして、開会に当たります、向日市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長) (挨拶)

(事務局) ありがとうございました。なお、市長につきましては、次の公務の関係でこれで退席をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【市長退席】

(事務局) それでは続きまして、議題第4番目の委員長の選出に移らせていただきます。委員長の選出は、本日の資料3、3番の1番から5番まで付箋をつけております。その資料1、2、3、4、5ということで、よろしくをお願いいたします。資料の3の方に、書いていますとおり当委員会設置要綱の第5条の第2項の規定によりまして、委員の互選により委員長を選出すると定めているところでございます。いかがさせていただきましたらよろしいでしょうか。

(事務局一任の声)

(事務局) ただ今、事務局一任という声をいただきましたので、事務局から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

【承認】

(事務局) ありがとうございます。それでは、事務局より指名をさせていただきます。委員長に、京都文教短期大学教授の安藤和彦様をお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【承認】

(事務局) ありがとうございます。皆様、ご異議が無いようでございますので、安藤委員を委員長をお願いすることとさせていただきます。恐れ入りますが、安藤委員、委員長の席の方をお願いいたします。

それでは、ここからの議事は委員長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(委員長) ただ今ご指名いただきました安藤です。どこまで十分役を果たせるかわかりませんが、委員の皆さんのお力添えをいただきまして、この委員会を実りあるものにしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次に副委員長の選出でございますが、副委員長につきましては、設置要綱の中に委員長が指名をすることになっておりますので、それに沿いまして、副委員長に風谷委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【承認】

(委員長) それでは、よろしく願いをいたします。

それでは最初に、次第の第5番目「向日市公立保育所のあり方検討委員会の公開に関する要綱」(案)及び「向日市公立保育所のあり方検討委員会傍聴要領」(案)についてご協議いただきたいと思います。

これは、本年4月に市長から各種審議会を原則公開とするという指針が出されております。その指針におきましては、公開するか否かについては当該委員会等が決定することになっておりますので、その指針の趣旨を踏まえて要綱を定めようとするものであります。

また、合わせまして、傍聴要領も定めたいと考えていますので、事務局からこれらも合わせましてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局) 資料に基づき、「向日市公立保育所のあり方検討委員会の公開に関する要綱」及び「向日市公立保育所のあり方検討委員会傍聴要領」の説明。

(委員長) ありがとうございます。この資料の4、いわゆる「向日市公立保育所のあり方検討委員会」の公開に関する要綱、並びに、資料5の同検討委員会の傍聴要領についてのご説明があったわけですが、何かご質問ございますでしょうか。

【質問なし】

(委員長) よろしいでしょうか。それでは、採決に移らせていただきたいと思います。賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

【全員挙手】

(委員長) はい、ありがとうございます。全会一致でこの両案、ご承認をいただいたということで、本日をもってこの(案)を取るわけですね。

(事務局) はい。

(委員長) 今後これに従って進めてまいりたいと思います。ただ今から傍聴のご希望の方がいらっしゃいますので、お入りいただきます。

【傍聴者 入室】

(委員長) まず、傍聴される方をお願いをいたします。本日お配りをしております、「向日市公立保育所のあり方検討委員会を傍聴される方へ」に記載をしておりますことについて、遵守をお願いしたいと思います。

それでは、次第の第6番目、当検討委員会設置の経過と、今後のスケジュールについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 資料1の1ページをお開き願います。ここに、1 経緯というように書いております。読ませていただきます。

向日市では、現在、公立保育所5か所、私立保育所3か所の計8か所の保育所を設置し、0歳から就学前にいたる約1,000人の児童の保育を実施しております。

その中におきまして、公立保育所は、昭和39年の旧第1保育所の開設

以来、子どもの最善の利益を尊重しながら、豊かな人間性を持った子どもを育成するとともに、保護者と互いに協力し合うことや、地域の子育て支援など、今日まで常に保育の質の向上に努めてきたところでございます。

さらに、昭和40年代において急激な都市化により、人口に伴う、保育ニーズの増大に対応するため、施設整備も進めてきたところであります。

しかしながら、近年、本市の保育所を取り巻く環境は、少子化という大きな時代の流れの中、本市におきましては、共働きの増加に伴う、待機児童の問題や、多様化する保育ニーズへの対応、さらには、市立第2・第3保育所の木造老朽保育所の問題等、多くの課題を抱えています。また、三位一体改革にともなう、公立保育所への運営費の一般財源化といった保育行政の変革の下、限られた予算の中で、保育の質を向上させなければならず、公立保育所はその従来の役割、位置づけが大きく変化している時期にきていると思われまます。

このような状況下において、今後の公立保育所のあり方を検討し、よりよい保育の質の向上を図ることを目的として、この度「公立保育所のあり方検討委員会」を設置したところでございます。

以上が、経緯でございます。

続きまして、2番の、この委員会のスケジュールですけれども、これはまだ案ですけれども、第1回目が本日8月20日ということで、第2回目を9月下旬から10月初めぐらい、第3回を10月下旬か11月の初め、第4回を12月中旬、そして、この委員会の最終は、市長への報告ということにしております。報告書を市長に提出していただけるのが来年の1月中というように、事務局の方では考えているところでございます。

以上でございます。

(委員長) はい、ありがとうございます。今、この資料に基づいてご説明をいただいたわけですが、委員のみなさん方、何かご質問ございますでしょうか。

(委員長) 何か、ございませんか。

(委員) はいどうぞ。

(委員) すみません。経緯の下段から4、5行目ぐらいのところですが、「公立保育所はその従来の役割、位置づけが大きく変化している時期にきていると思われまます。」これは、従来の役割はどのように考えられているのかということと、その位置づけが変化しているという、その内容は。

(事務局) 公立保育所はご存知のように、今も、先ほど説明したように、平成16年度までの運営においては、国の方からバックアップがありました。

それ以降については運営費は一般財源化され、いくらかの交付税は入ってきているが、基本単費でやれというように形態が変わっております。

従来の役割につきましては、今までここに、初めに書いていますように、昭和39年の、いわゆる向日町のまだ人口の少ない頃から保育の欠ける児童について措置してきたところであり、公立としてできる限りの事を、や

ってきたようなこととございます。ところで、いわゆる三位一体改革ので、公立保育所に対する流れが変わってきたと、いうこととございます。

(委員長) はい、他にございませんでしょうか。

ご指名させて・・・いや、あまりにも、静かなんで。

また後ほど、何か思い浮かべば、ご質問していただいたら結構ですので、前の方へ進ませていただいてよろしいでございませうか。それでは、向日市の保育所の現状について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 川本の方から説明させていただきます。

向日市の保育所を取り巻く現状ということでまず第1に、保育所の設立の経過と動向ということで説明させていただきます。

現在、北京オリンピックが開催されておりますが、向日市では、この、1964年、昭和で言いますと39年になります。ちょうど東京オリンピックの年です。ちょうど44年前になると思うんですけど、最初の保育所として向日神社の方の、向陽小学校の方になるんですけど、そちらの方で第1保育所が開設されます。で、続いて、1967年、昭和42年に民間、今日来ていただいておりますあひるが丘さんが設立されました。あひるが丘さんにおきましては、昨年度40周年を迎えられて、かなり伝統・歴史のある保育所ということになります。それで、1960年代後半、昭和で言いますと40年代になりますが、都市化というものが進みまして、人口急増に伴う、保育に欠ける乳幼児の数の急増によりまして、保育需要への性急な対応が求められ、保育所の増設をした結果、昭和49年、1974年には、公立保育所が6か所、民間保育園1か所、合わせて7つの保育所・園を有することになりました。

少しちょっと確認にはなりますけど、保育に欠けるという言葉なんですけど、児童福祉法の第24条、何らかの理由によって十分な保育を受けられない0歳から小学校入学前の乳幼児を対象として保育を行う、そういう児童福祉施設を「保育所」と言う形となっております。

続きまして、その後、就学前の児童数は、推移はほぼ横ばいでございましたが、出生の数の減少等により、入っていただく方、児童の方も減少していきまして、少子化と高齢化が急速にすすんでいきまして、結果、保育需要も減少傾向となりました。現実、定員の減とした年もございます。

しかしながら、1997年、平成9年頃からですね、就学前児童数が徐々に増加、加えて、女性の就労機会が増大したこともあり、保育所入所児童数が増加するようになりました。

こうした中で、向日市におきましては、増改築により定員の増加を図る一方、2003年、平成15年度に、近接して老朽化が著しかった旧第1保育所と旧第4保育所を統合ということの決定をいたしまして、2004年度、平成16年度から新しい第1保育所として新設を行い、定員の増加

も行いました。また、2006年度、平成18年度には民間のさくらキッズ保育園が認可され、昨年度、2007年度には、同じく民間のアスク向日保育園が認可されました。その結果、1ページの下表にもありますが、現在、公立保育所が5か所、民間保育所が3か所、合わせて8保育所・園を有しております。資料の2になりますが、「むこう・元気っ子支援プラン」というのがございます。これは向日市次世代育成支援対策行動計画という10年プランなんですけど、その中の抜粋の55ページに、向日市ではその中で平成21年度に970名の入所定員という目標を掲げました。結果、表から見てもらって分かりますとおり、目標定員の970名は達成しております。しかしながら今後も、大型の住宅開発が予定されていることもあり、保育需要は増加すると予想しております。

また、表から見てもらっても分かりますとおり、第2保育所、第3保育所が突出しているんですけど、その2つについては木造保育所であり、築35年以上が経過しておりまして、老朽化が著しく、また早急に対策を講じなければならない状況と現在なっております。

表の方につきましては8月1日現在の入所児童数を書かせていただいております。現在定員を超える方々の児童を受け入れさせていただいております。定員に対する入所率、一般的には定員充足率とも言いますが、公立保育所につきましては現在106.9%、6.9%のオーバー、民間園につきましては14.3%のオーバー、合わせて合計で、向日市全体で8.7%のオーバーということになっております。

なお、参考までに平成19年4月1日現在、昨年になりますけど、厚生労働省が発表しています、全国における保育所の数なんですけど、保育所の施設数につきましては22,848か所でございます。前年比でいきますと、149か所増、0.7%増ということになっております。それに対し、定員数なんですけど、2,105,434人、前年比較でいきますと1.3%増で、26,028人、増加となっております。その中で、保育所を利用されている児童、全国で、2,015,382人、前年から0.6%増で11,772人の増となっております。なお、定員充足率、先ほどいいました入所率につきましては、全体では95.7%と全国ではなっております。ただし、その内訳でございますが、保育所の数につきましては、公立が、全体では22,848か所ございましたが、うち公立が11,603か所、私立が11,245か所、数字的には公立が245か所減り、私立が394か所増えているというのが全国の流れで、かつ、定員充足率につきましては、私立が102.7%、公立につきましては88.8%という数字が、全国の状況でございます。

続きまして3ページの方に移らせていただきます。増加する入所児童数ということで、下の表にも書いていますとおり、保育需要の増加、先ほども申しましたが、増加によりまして、定員数を何とか増やしてまいりまし

たが、定員に対する入所者の割合、先ほど言った定員充足率なんですけど、これは向日市におきましては、常に、ここ近年100%を超えております。就学前の児童全体に占める入所児童の割合につきましては、2002年度、平成14年度につきましては26.8%でしたが、2008年度、平成20年度は、本年度は31.3%と、約5%上昇しております。表から見てもらいますとおり、太字にしているところが定数増加をした年となっております。

先ほど言いました平成19年度の、全国の、厚生労働省が出しています保育所の利用児童数の割合ですが、保育所だけで申し訳ございませんが、全年齢におきましては30.2%です。全国と比較しますと向日市はそれと比べましてパーセンテージが今のところ徐々に高くなっている傾向がはっきり見て取れると思います。

続きまして3番の、待機児童の解消の取り組み、これを基幹に向日市が、今まで行っていたかという経過を説明させていただきます。待機児童、保育所に入りたくても入れない方、のことになるんですけど、それを解消するために、いろんな表を見てもらって分かりますとおり、近年私どもでは、保育所の統合、増築、新築により、定員増に加えまして、保育所への入所の円滑化、定員に対して何%超えていってということなんですけど、それを最大に活用しまして、入所定員を超えて受け入れることにより、積極的に、待機児童の解消に努めてまいりました。しかしながら、保育需要の増加に結果的に対応しきれず、年度末には数十人の待機児童を抱える状況が続いております。なお、直近の8月1日でございますが、先ほどの数字、入所者が1,054人に対しまして、待機児童が現在23名いらっしゃるという状態になっております。

続きまして、増加する人口と就労前児童数、就学前児童数ということなんですけれど、向日市の人口の方は、見て分かっていたかとは思いますが、表には出てないんですけど1987年、昭和62年に、向日市では、人口が5万3千人台となりました。その後、2002年の平成14年までは5万3千人台がずっと横ばいの、状態で推移しておりました。しかしながら、2003年、平成15年以降ですね、企業跡地に、まとまった住宅開発が行われたり、また、マンション建設等も相次いでいる形になってます。また昨今、キリンビールのまち開き等も言われております。こうした中、2004年、平成16年には、5万4千人台になりまして、2005年、平成17年には5万5千人となりました。これに連動するような形で、就学前の児童数も増加しているということになっております。

さて、その他の保育につきましては、やっぱり多様なニーズ、多様な保育ニーズというのが、昨今叫ばれまして、それについての取組の内容を説明させていただきます。就労形態の多様化などによりまして、就労実態に即した多様な保育ニーズに対応するために、長時間保育、休日保育、一時

保育、などの拡充が全国で求められておりますし、当然向日市でも求められております。向日市では、現在全ての保育所、園でおきまして、延長保育を実施しております、それを含めまして、開所、開園時間につきましては、朝の7時から、夜の7時、19時まで、開園、保育をさしていただいております。なお、一時保育事業につきましては、現在、公立保育所で1か所、これは第1保育所でございます、それと民間保育園では1か所、今日ご参加いただいているあひるが丘保育園で実施しております。その他、病児・病後児保育事業という、子どもさんの病気とか、病気が治った後でもちょっとしばらく保育所に来れないとかいう、その中でお仕事される方を預かるという、病後児保育事業なんですけど、この件につきましては横林医院さんに業務委託をいたしまして、カウベルキッズっていうところで実施しております。こちらの方の特別保育事業につきましては、むこう・元気っ子支援プランにも簡単に書いております。このページ数は56ページという形になりますが、こちらの方に延長保育、一時保育、病児保育とありまして、延長保育につきましては、21年度目標というのが全園で1時間延長、現在行っておりますけど、その他ニーズ等によりまして2時間延長という目標を今掲げている次第でございます。一時保育、休日保育事業につきましては、一時保育事業目標2か所に対して、今では達成しているという形ですが、休日保育事業につきましては1か所という目標を今出しておりますが、現在今後のニーズの把握をしているという形でございます。それとあと病後児保育事業につきましては、今申しましたとおり、カウベルキッズさんに委託いたしまして、現在目標は達成してるということになっております。その他、今現在、特別保育とよく言われるのは、障がい児の保育とかがあり、向日市では、全園受け入れを行っております。

以上が現状でございます。

続きまして課題を説明させていただきます。

向日市におきましては、今前段でお話いたしました経緯の中で明らかなように、この間の社会環境の変化や、就労形態の多様化などに積極的に対応して、保育サービスの充実に子どもは取り組んでまいりました。こうした中、1998年、平成10年の児童福祉法の改正によりまして、保育所の入所が、その時、措置制度という形だったんですけど、そちらから選択制というものになりまして、保育所を利用する利用者が保育所を選択できるようになったと同時に、入所希望者も増加の一途をたどることとなりました。今後は、保育所を利用する利用者にとって、市民ニーズに対し、いかにニーズに対応する多様な選択肢を提供できるか、利用者がメニューを比較して自ら選択できるシステムの構築が重要と考えております。その中で、ひとつずつ説明させていただきます。まず、1番目、待機児童の解消と円滑な年度途中の入所。まず、保育所に入りたくても入れない現状が、待機児童という課題につながっております。今後、向日市におきましては、

キリンビールの工場跡地のまち開等があり人口増加が予測され、かつ、共働きの一般化や、保育所を必要とされる方の保育需要が増加するんじゃないかと見込んでおります。先ほども簡単に説明いたしましたが、現在、待機児童の解消の取り組みにつきましては、定員の弾力化によって対応しておりましたが、特に公立保育所におきましては、保育室に見合った受け入れ人数、職員配置等の問題がありまして、柔軟な対応ができていないという課題を現在抱えております。2番目、多様な保育ニーズへの対応、先ほど申しました、多様な保育ニーズですが、就労形態の多様化などに伴って先ほど申しました、長時間保育、休日保育、一時保育などの特別保育事業を、保護者が自由に選択できることが必要となっております。向日市におきましても、これまで、公立民間それぞれにおきまして、保育サービスの充実を図ってきましたが、多様なメニューを実施できてる保育園、全園、全てできてるわけではありませんので、そういう意味でも限られているのが今課題となっております。3番目、施設整備の老朽化への対応につきまして、最初に申しましたが、公立保育所の施設につきましては、人口急増期に建設したものが多く、施設の老朽化が現在課題となっております。私どもではこれまで計画的に修繕を実施しておりましたが、財政上の問題もありまして、今後については、大きな修繕につきましては実施が困難な状況にあると思われまして。とりわけ、木造保育所である第2保育所、第3保育所への対策につきましては、緊急な課題となっております。社会福祉法人、あひるが丘さんなどになるんですが、保育所を設置される場合は、整備費の1/2が国庫負担として、国庫負担金として交付され、市町村が同様に1/4を負担しますが、市町村設置する公立保育所につきましては、平成18年度、2006年度に一般財源化されまして、整備に伴い国からいただくお金等は廃止されまして、市単独で設置しなければならないという、整備費の現状がございます。最後7ページになります。今後の公立保育所の運営形態について。最後のページの方には、表が簡単に書いてあります。

保育所の運営形態につきましては、公設公営、公設民営、民設民営という形態、この3つがございます。公設公営、いわゆる私どもの今行ってます、公立保育所になるんですけど、これにつきましては、市が全部行っているという形になります。公設民営、建物の所有は市で行い実際の保育の実施につきましては民間がされるという形になります。民設民営、これは全てを民間が管理され、かつ、保育の実施を民間がされているという形となります。運営方針につきましては、国の基準が児童福祉法で決まっておりますので、それと保育指針などに基づいて行っております。なお、民設民営につきましては、民間独自の方式でやることもできます。経費負担につきましては、公設公営につきましては市が負担します。公設民営、いわゆる簡単に言いましたら指定管理等になるんですけど、市から運営費を

委託料として払うことが可能となります。民間につきましては、市から、子どもが補助金を出し、プラス国の方からの運営費の負担金をもらって運営をしております。先ほど言った国・府の支援ですが、先ほど、課長が説明しましたとおり、公立、また公設民営も含めて、地方交付税措置がされていることで、表立った形での経費に対する国からの支援は、基本はございません。それに対しまして、民設民営につきましては、以前のイメージどおり、国・府の補助金補助等がございます。また戻りまして、この3つがあるということなのですが、保育所の運営には結局、保育所の児童に係る経費と、施設の維持管理費、及び、職員の人件費、など、多大な経費が必要となります。こうした経費に対しまして、民設民営の場合のみ、国と府から負担金が交付されております。先ほども申しましたが、つまり、公設公営、公設民営による運営形態では、保護者負担金、一般的に保育料という言葉になりますが、それを除き、市が全額負担しているという形になります。こういった条件を踏まえまして、現在、本市の厳しい財政状況の中、今後の公立保育所運営形態についても検討すべきに来ておりますし、これが課題ということになると思います。

説明は以上とさせていただきます。

(委員長) はい、ありがとうございました。いま、資料に基づいて、保育所の現状と課題について、ご説明をいただいたわけですが、今の説明について、ご質問等がございましたら、どの分野からでも結構ですのでお尋ねいただきたいと思います。なんなりと。いろんな面から整理をしていただいていますので、分からないところあるいは、もう少し聞きたいなというところありましたら、尋ねてください。

(委員長) 何か、ございませんでしょうか。

(委員) 6ページ、整備費の現状のところですか。私の勘違いでしょうか、社会福祉法人が設置する場合の整備、1/2が国庫負担、1/4が市、全体で3/4、これは前の、三位一体の改革の以前の比率と違いますかね。

今全体で1/2というふうに思っていますが・・・。

(事務局) 整備費の関係は、再度確認します。

(委員) 先般、アスクさんがオープンされました時の、整備に係る費用につきましては、整備全ての1/2とか、1/4というわけじゃないですけども、ある程度限度はございまして、その、基準というんですかね、その1/2が国の方から、1/4が事業者と、そして1/4が向日市、自治体という形で、以前のアスクさんの時は、そういう形で国の方からも下りてきますし、本市の方もそういう形で、出しておりますけれど。まあまたその辺のところはすみません、また確認をします。

(委員) はい。ポイント制度になっていますので。

(委員) はい、そうですね、ポイント制度ですね。

(委員) はい。ややこしいのかもしれませんが... 1/4

- (委員) 事業費が全てね、事業費の全て1/2とかそういうことではなくて、規模によりまして、ある程度そのポイントの限度が決まってると思うんですね。
- (事務局) 国庫負担金が1/2、市町村が1/4ということで、3/4が、補助されるというふうに、児童福祉法に、第56条の2の第1項に、謳っております。
- (委員) 6ページの、待機児童の入所の件についての質問なんですけれども、「公立保育所においては、保育室に見合った受け入れ人数と職員配置の問題があって柔軟な対応ができてない」ということが書かれているんですけれども、民間でももちろん、保育室に見合った人数であるとか、職員の配置基準は決まってると思いますし、認可されてる保育園であれば同じように、弾力化の部分での対応しかできない、それをしようと思えば逆に、配置人数をごまかしたりであるとか、部屋の広さ以上の子どもを入れるっていうようなことになるのが、今の保育園、公立だけじゃなく、認可されてる保育園はどれもそうなんじゃないかなとは思ってますけれども、これは公立保育園に限っての問題っていうことなんですかね…。
- (委員長) その点いかがでしょうか。
- (委員) おっしゃるとおり、私立の方も、公立につきましても同じような傾向と申しますか、例があるという、認識しております。
- (委員長) よろしいでしょうか。
- (委員) 「公立保育園においては」で書かれているので、なんでかなと。
- (事務局) 委員会が「公立」なんで
- (委員) なんです。
- (委員長) 他に、ございませんでしょうか。
- (事務局) この中で、6ページの方に「一般財源化」という、聞きなれない言葉が出ていますが、この「一般財源化」と申しますのは、交付金につきまして、いわゆる「これに使いなさい」と限定でくる補助金があるわけなんですけれども、これがなくなって、いわゆる地方交付税という、国から下りてくるお金なんですけれども、市の方には入ってきますが、保育所でしたら保育所予算に使わず、何に使ってもよい財源というように、前は保育所でしたら保育所に使わなくてはならないお金でしたが、それが、交付税という大きいくりの中で市の方に下りてきまして、その財源は、言ってみたら市の全体の何に使ってもいいというようなお金に変わったと、いうことでございます。
- (委員長) 言葉についてでもね、お尋ねあっても結構ですので。
- (委員長) 公立と、民間の保育料の差はあるんでしょうか。
- (事務局) 一緒でございます。あくまでも公立、民間にかかわらず、市が保育料の決定をいたしますので、その点につきましては全く一緒でございます。

(委員) 民間が、公立とは違ってプラスに例えば、完全給食にするのでプラスでお米代など、そういう別途の保育料、は取られますよね。

(委員) 保育料は同じですけども、プラスで例えば、ここにはニーズに合ったというようなことが書かれておりますけれども、ニーズに合った形での、プラスでの保護者負担というのは、その保育園によって独自で徴収することができるのですか。

(委員) よそさんは分かりませんが、それはあると思います。遠足のバス代を一部負担ですとかね、そういったことはあると思います。

(委員長) その点は、公立でも行えることですね。

(委員) 行えないですよ。

(委員長) たまたまその自治体で、やってないという部分だけがあるんで、自治体によってはいくつかやっているところもあるようです。だから、民間の場合はその園その園独自でやっていかれることはありますけれども、実際の場合はその自治体の判断でされてる、ただ向日市はここまでしかされてないということです。

(委員長) まあいくつかの課題がこう挙げられていますので、これは、一般的に言われる課題でもあるわけですが、ここから少し外れるかもしれませんが、ご案内のように、21年の4月から指針が大きく変わってきます。その中で言われているのは、質の向上ということが言われているわけですね。いかに、保育水準をさらに向上させていくかという視点も持っておかないと、いけないんじゃないかなというふうには思います。それで、事業の中身と、いわゆる保育の内容の中身と、あわせて考えていく必要が今後は出てくるだろう。どうしても、こういう課題となってくると、保育事業内容が表に出てくる。もちろんそれも必要ですし、もひとつは、現場における、直接処方的な中での保育の質を高めるという両方の視点からも見ていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

どうしても、現実的には事業の、先ほどからの延長保育とかあるいは、夜間保育とかそういうもろもろの問題が出てきますし、合わせて片一方で、質の問題も考えていく必要はあるんじゃないかなというふうに思います。4つほど課題が挙げられておりますが、他に何かお尋ねはございませんでしょうか。

(委員長) あの、恥ずかしいと思わずどんどん質問して下さい。

(委員) 今、おっしゃってくださった保育の水準のことはすごく気になって、やっぱり保育者でもありましたし母親としても、すごくニーズに答えろってということで、もちろんそれは、働く親が望んでることではあるんですけども、その部分だけがどんどんどんどん取り上げられていって、中身がどうか、中身はどこが保障するのか、そこがほんとに確固たるもんがなかったら、休日保育であるとか延長保育であるとか、そういうニーズばかりがどんどんどんどん高められていっても、実際子どもを目の前にしてどうい

う保育が行われているのかっていうことが、向日市が誇りが持てるような、保育じゃなかったら一番それが、ここにはそういう具体的なことはまあ、ちょっと文章としてはどうしてもニーズ的なことが多くなるんですけども、私は向日市の公立で子どもたちを、私も民間で働いて、民間の保育園もすごく頑張ってることは自分も頑張ってきたのでよく分かっておりますけれども、すごくすばらしい保育、内容で、それを保育士さんたちがすごく努力してくださったと思うんですけど、安心して子どもたちを預けることができましたし、そこらへんの内容をどう守っていくかっていうことはすごく向日市が、今後どうなっていくのかなということがとても私は、ニーズ、ももちろん考えないといけないんですけどそのことを抜きにしてこの会はあってはいけないな、というのはすごく思っています。

(委員長) 今ちょっとお話をさせてもらったのは、公立ですとか民間ですとかいう話じゃなくて、保育の質自体をどうしていくかということをもっと考えていかないと、優劣つける形に下手したらなるんで、保育の質を高めるためにはどういうシステムを作っていけばいいのかということをもっと、念頭においとかなないと、こっちがいいしこっちがだめですというんでは、ほんとの高まりにはなりません。

ますます、ご案内のように、多様なニーズという言い方の中に、まさに今まで持ってた保育所の機能をさらに拡大、進化をしていかなきゃならないという、時代的な背景がはっきりあるわけですね。子どもの育ちの環境自体が変わってきてると。そしてそれにどう対応していくかという、その、地域としてその機能をどこが担うのかという問題もあると思いますね。なら、旧来の、保育所の働きだけでいいのかどうか、子どもを、包みながら、全体としてみていかなければならないんじゃないかなというふうには思いますけどね。例えば、極端な言い方をしたら、10年前に「子育て支援」てあまり言いませんでしたものね。子育て支援を保育所がやるんですかという疑問も、出てくると思いますね。単純に言えば、それをやるんですよとなってきたらどういう形でやるんですかと、誰がやるんですかと。その子育て支援の中身の質はどうなるんですかということと連動させて、事業内容と質の問題とを連動させて考えていくというのが必要じゃないかなと。だから、あくまでも子どもの成長発達を計るということですから、機能と内容というのをあわせて考えないと。そのことによって、保育の質の向上というものに繋がるとということ。そして質は違いますがということも成り立ったりすると、実際問題、現実的には事業やりながら質を高めていくことに結びついていかないと次のステップに上がれないと思いますので。

ほんとに、多様なニーズというか、それに合わせて多様な機能を持たなきゃなくなってきたという。それは今の姿のままで果たしてどうなるのか。

ですから今度の指針が告示化されたという、よく言われますけど、誰が、あの通りやらなきゃならないのかということとそうじゃないわけですよ。なぜあの形が出てきたかということ、先ほどご説明の中にありましたけど、いわゆる措置制度から選択制度に変わってきた。そうすると選択制度、親御さんが選択されるのに、一定最低限の基準は国として決めておかなきゃならないだろうと。どこ選んでも最低の部分は保障されていると。それからそれ以上の部分については、園の、創意工夫に基づいて、やりなさいというふうに2段構えでこの指針が作られていますので、そういう意味での最低基準的なものを、告示化した形になってるわけです。ですからそこは最低限、事業なりをやるにしても、その質を維持していかなければならないです。まずそこまでアップさしていくということが必要になってくるんじゃないかなというふうに、おそらく、今後出てくるのに、いわゆる、いろんな問題について、文書化しなさいということが出てくると思う。各保育園で、質を高めるために文書化しなさいと。そうしたら、文書化することが最終目的ではなく、その中身をどうするかということが、その次のステップで議論されるわけです。ところが、全国いろんな保育園がありますからその文書化さえもなされてない保育園も現実はあるわけです。だからまず底上げをしていきましょうというのが、今の段階だと思います。今後それに基づいて、その中身をどう高めるか。だから、改定されることが大変と思ってる方もおられる園もあるかもしれませんし、そんなことはもう当たり前ですよと、今までやってますよと言われるところもあります。なら、公立でも民間でもまさにそれぞれなんですね。

(委員) いろんなニーズがあるという時代になってきていますし、それに保育園が機能していくという、それはもう、社会全体から求められていることですよ。まあニーズに対応する問題と、先ほどから言われています、質の向上を図るこの2点で、保育園というのは社会における存在価値が認められていくというように思うんですが、今日ちょっともやっとするのは「公立保育所のあり方検討委員会」という名前が打ってありますので、ただし民間園としてはね、先ほどのニーズに答えていく、目の前に困っている人がおれば、保育園の持つ機能で、その困っている人たちを困らない状況にしていきたい、していくべきが社会福祉法人の使命というふうに考えておりますよね。そういったことと、まあ質を向上させていく、そのギャップの問題は日々、抱えながらやっていっていますね、どの園もね。先ほど一般財源化の話がちょっとありました。あの、十分にきき、言えてなかったかもしれないんですが、まあ、交付金、一般財源化という形になってきていますよね。そのお金は何の事業に使ってもいい。我々民間園はこれすごい警戒...のひとつになります、その何に使ってもいいという、言葉でいえばそうなりますが向日市さんの姿勢としてね、何に使ってもいいお金やというふうに捉えられるのか。保育園、保育所の質の向上、それから

ニーズへの、使命といったようなこととの兼ね合い、どう考えられているのかな、それは、向日市公立保育所のあり方の検討委員会なので、その先の道筋は後ろの方にちょっと書いてありますが、そこが、一番かなというふうな思いはあります。

(委員) 今、担当が、一般財源化というような何に使ってもいいと、というような形ですけど、ただいま、昔よく言われた「ひも付き財源」というのがある程度今まで補助金というような形でありましたけども、三位一体改革でいわゆる地方交付税に算入されて、実際のところまあどれぐらいの数字が、算入されてるといってはっきりした数字が出てこないんですよ。いわゆる子どもの保育のために、地方交付税が一般財源化してどれだけきているのかが、実際のところまだはっきり、まあ財政サイドもなかなか分からないというところですよ。向日市としては、それは、どんなにも使えますよという話はしましたけども、やっぱり子育てというものについては、向日市としても従来から大切なものと。先ほど市長も言わせていただきましたが、子どもは地域の宝というあれではないですけどやっぱりそういうものに、積極的に取り組んでと思うんです。これからも取り組んでいかなければならないと。決してよその方にそのお金を使うのではなくて、一般財源化いうので、ちょっといろいろ他のところに持っていかれるんじゃないかというようにちょっと、気持ちになられたかもわかりませんがそんなことじゃなくて、やっぱり、その、子育ては大事なことで、それにはお金を使っていくと。しかし、向日市の全体の財政状況といいますか、まあその辺のところはどこ自治体もそうかもわかりませんが、厳しい状態は続いているんで、何もかもにも全て使えるという分は、以前よりも段々こう狭まれてきてるんじゃないかというふうには思うんですけども、決してよそにその財源を持っていくということはないです。

(委員長) ですから先ほど、例えば子育て支援、あるいは在宅の子どもに、使うということも可能なわけですね。

(委員) あ、そうですね。

(委員長) だから、今まで保育、先ほどおっしゃったように保育所へという限定されたものが一般財源化されるから橋に使うという話じゃなくて、保育所に行っていない子どもたちにも注入するか、入れることができますよということだと、今のご説明で思いますので、極端に橋の方へ、橋で使いますよという意味では、ないということですね。

だから先ほどのご説明では、民間で云々という話が万が一出たときでも、そのお金は来る、来ますよというご説明ですね。そういうことですね。

(委員) 今その例えば負担金という形は先ほど申しましたように公立保育所についてはもう、平成16年度から一般財源化されて、いわゆる地方交付税の中で、算入されて市の方に来ていると。私立につきましては今までどおり、いわゆる運営経費が当然決まってくる。それから保育料、国が定めた保

育料の金額ですけれども、それを引いた分の例えば1/2が国、1/4が府、というような形でそれは現在も入っております。現在のところ私立についてはそういう負担金で、措置はされてますんで、いわゆるはっきりした、この表にもありますようにはっきりしたような、10ページの表にもありますけれども例えば内訳、下の方が民間という形で書いてありますけれども、真ん中の方ですかね、国負担、府負担という形でこうはっきり出てくるんですね。しかし公立の方は、上の方の表ですけれども、平成16年度から真ん中の国負担、府負担というのが、もう網がかかっていわゆる、もう数字がありません。この分については地方交付税にどういう算定の方法か、ちょっと財政課にも分からないと思うんですけど、いろいろ財政需要、基準需要か、地方交付税の中に算入をしてると国はそういう形にした。

何といたしますか、国、負担金をいただくについても、何歳児によっていろいろ違いますよね措置費とか。それからいわゆる国の基準の保育料を差し引いた分の、1/2だか、1/4という形になります。例えば、保育料が、うちは、国基準の今で70何%ぐらいになったかなと、まあ以前は50%台で、4年をかけまして平成17、18、19、20年度にかけて、段階的に保育料、財政的に、そんな豊かでもございませんので、せめて国基準の74%5%を目処に4か年計画で、保育料を上げさせていただいて来たわけですけれども、そういう面では例えば、本来その、国基準と市の保育料のギャップというのは、完全に市の持ち出しという状態ですね。

保育料のことは別に、たまたまこの補助金の関係でちょっと説明させていただいただけで、ここに課題に挙げていますような、こういう状況、特に、保育所の老朽化といいますか、第2、第3が木造という形で書いてありますけれども、今一番、第3保育所かなと、考えなければならないのは第3保育所かなというのは、われわれ担当としていろいろ市民の人、保護者の人、また議会サイドからも第3保育所はどうするんだというような、いろいろなことを質問ありますし、やっぱり行政としては、第3保育所を何とかしなければいけないんじゃないかと、というような考えを今持っています。その中で、本市の財政状況からいってどういう形で、それを進めていくか、最後の7ページ目ですか、今後の公立保育所の運営の形態についてということに、最終的に繋がって行くかなと思っているわけですけれども。初めてこういうような、現状とかそういう中身を、経過等もいろいろお伝えした中で、今すぐなかなか言うのは、意見とか質問とかなかなか無理かと思っておりますけれども、2回3回4回と重ねていくうちに、また我々としても委員さんの必要な、こんな資料とかいうようなことがございましたらまた、事務局の方でその辺のところはいろいろ用意させていただきまして、話し合いを深めていければと思います。

(委員長) 先ほど申し上げた質を高めるというのも広い意味で考えていかないと、そういった意味で申し上げた公と民とがどうですかという話じゃなくて、

それ全部含めた上で、どうした方が質が高まるんだということを思ってるわけですよ。だから、公が上がるとか民が上がるとか、両方上がっていかねばならないので、そんなときに実際目の前にある課題についてはどうしたら方策があるのかということも含めて、その課題がいくつか出てますのでそれをクリアするための方策を、あまり狭いところで考えないで、全体で見ていくことも必要かなというふうに。

(委員) 財政が厳しいお話は、いろんなところで聞かせていただいていますので、でも細かいことはやっぱり一般市民はもうちょっと勉強しないといけな  
いかもしれないんですけども、子どもは大事だし、子どもにはお金使いたいと先程から何度もおっしゃってるんですけども、これなんか、財政上の問題もあって今後は設備とか何か老朽化への対応が不可能、実施困難、不可能みたいに聞こえてくるんですけども、保護者のニーズが一番立て替えて欲しいのと違って、地震がきたら倒れるような保育園に子どもを絶対預けたいと思わないし、どんなニーズより一番のニーズがこれやと思うんですけども、実施困難な状況と言われてどうしてくれるの？っていうのが本音やと思うんですね。今のお話聞いてもお金がないから仕方がないんですよとしか聞こえないのがすごく残念で、実際ほんとうに向日市の、私たちが払ってる税金が、一体どこにどれだけ使われてるとかいうことをちゃんと勉強しないといけないとは思ってるんですけども、そういった資料とかもこの場で見せていただくことは可能なんですかね。なぜ保育園が立て替え出来ないぐらいに、予算がないのかっていうところへんのがいまいちよく、それって何か、一般の母親とかからしてみたら、向日市の恥なように思ってしまうところがあるんですね。地震来たら潰れるのわかってんのに、無理ですって、えっ！？ていう。子どもは宝やって言ってるのに、言ってることが、ちょっとつじつま合わないなっていうような気もしてしまうところも。普通に、普通で聞いた時に思ってしまうので、でも、財政がね、どういうふうになってるかっていうところへん、なかなかちょっと分かりにくいところも正直ありますし、保育料も上がる時はやっぱりすごくショック、私も、やっと下の子が1年生になっていったのでどんどん上がっていく時に、向日市の公立の保育園に入れてましたし、ほんとうにもう、一番中間の所得税の辺りの人はもうものすごい額で上がっていったので、もうどうしようって弱りながらも向日市さんは、ほんとうに財政厳しいしっていうご説明やったんですけども、何かそこら辺のこととかも、分からないと、何か、ああ大変なんですか、じゃあ仕方がないですね、っていうだけではちょっとよく分からないようなところです。

(委員長) 今おっしゃった、こうなって申し訳ないんですけど、話がね。在宅の家で払ってる税金は、在宅の子どもに行ってるんですかというね。それはどんだけですかという話になるんですけど、在宅の家で、お父さんが働いて、別に払っている税金は、その在宅の子どもに行っているのかと

いう議論がね、同じ流れの中で出てくるわけです。だから、私先程全体全体言うてるのは、そのこのところなんです。だから、あの、私たちが働いて税金納めるというのは、うちで言われている保育所にどう下りてるんですかという議論も片一方でありますし、片一方には在宅で今お話ししたような形もありますし、その両方を包んで、財源の話は見ていかないと、なんぼ払ったからなんぼ下さいみたいな、ちょっと違うんじゃないかなと。それは必要ですよ、もちろんそういうことも必要ですけどね。

(委員長) 何か、ございませんか。

まだご発言のない方、あの、次回に持ち越しという方でも結構ですが、とりあえず、ちょっと声を聞かしていただだけませんか。

あんまり指名するのもあんまりねえ。好きじゃありませんので。

(委員) 公立保育所のあり方っていうので、あの、ちょっとズれるかもしれないんですけども、先程からおっしゃってる在宅の子ども、のことも含めてなんですけれども、デンマークでね、デイケアマザーというシステムが、あるのをちょっと作文で書かせていただいたんですけども、0歳から2歳ぐらいまで、ほんとうにその集団をまだ必要としないような子どもを、在宅で、3人4人を見るシステムなんですけれども、それがデンマークはものすごくうまくまわっていて、危機管理とか、そういう辺りにすごく充実していて、今、たまたま私、去年まで主任児童委員をさせてもらってまして、ちょっと、理事をさせてもらった保育所などもあるんですけども、すごい多額の経費がかかっているっていうのを一市民として、そこまでかかっていると思ってなかったんですけど、理事をさせてもらうにあたって、あ、こんなにお金が動いているんだということをひしと感じたんですね。保育は0歳から2歳までを看てる保育園なんですけれども、20名の保育に関してこれだけのお金が市から出てる、市からも国からも出ているというふうに思うと、やっぱりその、これからの保育というのは、ハードでそのおっきいのを作って、たくさんの人を集めてする保育だけでなく、デイケアマザーに関して、ちょっと上手に説明ができなくて申し訳ないんですけども、小規模な保育園ではないんです。母親の代わりになるような、そういった形で乳幼児を預かるっていうようなシステムなんですけれども、そういったことも今後、考えていく必要があるんじゃないかなって思うんです。保育園っていうのが、そういうふうな、システムがもし稼働し始めたら、そういうシステム自体を統合するような、そのような機能を持った保育園っていうのが理想じゃないかっていうふうに、ちょっと理想論みたいになるんですけども、そういうふうなことを、向日市でちょっと先駆的に考えていただけないかなって思って、作文に書きました。

(委員) 国の方は今、全国的に待機児童は云々という形で、ただ今みたいな、例えば認可保育所ではなくて、先程おっしゃったような形だと思うんですけどねえ、保育ママ制度と言うのか、そういうような制度も国としては、そ

こそこの間に立ち上げ制度化をしたいと、委員がおっしゃったようなだいたい同じ様な形のもんではないかなと思うんですね。例えば保育所というば一んとしたのではなくて、まあ、小さいところいうたらおかしいですけど、例えば極端な話普通のお家でもちょっと、保育ママ的に、何名かを預かっていくというような制度化に向けて、国も動いてるようなんで、まあその辺のところも、よくよく、やっぱり我々としても、考えていかなければならないとは思ってます。

(委員長)　ですからおっしゃったように、委員さんもおっしゃったように、デンマークのあり方とフランスのやり方があるんです、2つ、違いがあるんですけど、簡単に日本の国内でいいますと、例えば保育所を施設保育と考えるとね、そしたら、グループホーム的なまさにそうですね、今おっしゃったグループホーム的な保育、それから、あの、何て言いますか、訪問保育というか、保育者が家へ行く形と、数名、今おっしゃった数名の子どもを自分の自宅に預かるかのような形、それから施設保育、保育所で言うところの施設保育というやり方は、障がい者の分野でも、高齢者の分野でも出てきてるわけですね、もうずっと。あと出てないのは、子どもの分野、保育の分野でそれが出てないんで、おっしゃったように国がやろうとしてるのはそのシステムの一部だと思いますね。それはもう、おっしゃったようにデンマークで、先例があるわけですから、ただ、公立という議論もありますけど、この保育システムそのものが、大きく変わってくるので、それはその調査も国入ってますし、例えば家で預かりますかと、保育士の資格持ってる人が、家で、子どもを、ねえ、2人ぐらいで、子どもを4、5人みるとか。

(委員)　4、5人は多いと思いますね。

(委員長)　結局ね、そういう、今おっしゃったように集団保育にまだ、なじまない子どもについて、在宅でやりましょうということも先程おっしゃった保育ママのシステムの中にはあるわけですよ。

(委員)　すいません、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですけども、ただそのデンマークとかあちらの方は、税金も全然違いますけどそれ全部国が保障してされてると思うんですね。保育園も多分全部ほとんど公立ですし、日本がやろうとしてるのは民間、全部個人的にあなた自分の仕事としてやりませんかという事業の動き方やと思うんですけども、全然形が違って国が、子育てを全部、あの支援するっていう形で、デイケアママもそうですし、保育園もまずほとんどが公立、全部国が保障してますよね。まあ、あの税金は全然違うと、日本とは。

(委員長)　反対にね。

(委員)　違うとは思いますが、そこはだからできるんじゃないかっていう一方の意見もあると思うんですけども、あり方が全く違うとは思っているので、ちょっと同じような議論の仕方はできないかなっていうふうに私、形

としてはいろんな形が勉強、日本もしていかないといけないと思いますし、あちらはすごくやっぱり、おもちゃから何から全然違いますので、もっと子どものことが考えられてる国やなと思うんですけども。ただしちょっと大きく違うのはそこかなっていう、国が責任を持っているっていう部分と、できるだけ個人に、任せていきたいという部分がちょっと違うかなと思うんです。

(委員長) 日本の場合でも結局、そのあり方は2通りありますけど、保育所の下にその策をつけると、系統立ててね。だからもう一方では直接契約でやりなさいという意見もありますし、保育所の下に、そういう形を今描いてるわけですね。だから全く個人にする方がいいのか、そういう保育、保育所の指導の下にやっていく形を考えてますから、そのあり様自体をこれから考えていくのかということだと思うんですね。日本の中で。それを向こうを手本にしながら日本的な形をどう作っていくのか。で、オールオアナッシングじゃ話進みませんからねえ、やっぱり、それを日本でどうしていったらいいのかなということ、公立のあり方も含めて、だから公立の下に、ひょっとしたら作るかもしれませんし、民間の下の方がいいかもしれませんし、それはケースバイケースだと思いますので。ただ保育のあり方がいろんな多様化を、それこそ、機能も多様化し、受け皿も多様化してくるということで。もちろんここは公立保育所のあり方ですけど。いろんなものに可能性というのが出てくるその中で公立保育所をどう考えていくのかということ、抑えていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますけど。あんまりいろいろしていたら今度はだんだんわからんようになってきます。幼稚園とどうして引っ付いていくんやとかね、いろんな議論がまた次に出てきますから、それはまあ別にして、公立のあり様というものを根幹におきながら、それと、みなさんの議論の中で、いろいろ発展していても結構です。時には戻させていただきませんが。

(委員) 結局ね、この頃お母さんが、復帰するのがすごく早いので、待機児童の多くは、やっぱり0歳児じゃないかって、いう印象を持ってるんですよ。だから、0歳児を園で預かるとなると、やっぱり、たくさん保育士がいるし、実際手もかかるし、というところへんからすると、やっぱり先程私が言いました、あの、デイケアマザー的なシステムっていうのは、すごく、有効かなって思うんですよ。それは、まだまだその全国レベルで全然どこもやってないし、そんなにこう活発にやってないけれども、それをすることで、おそらくその向日市の中の雇用も増えるだろうなって思うんですけど。向日市の中でするから向日市の住民とのつながりと言うかコミュニティの力にもなると思うんです。京都市では、今、昼間保育所みたいな感じ、昼間里親かな、そういうふうなんで、小規模の保育所みたいなものがあるみたいなんですけども、小規模の保育所とはちょっと違うかなと思うんで、やっぱり、対個人的にその母親と関わって、密に関わるっていうよう

な部分っていうのは、地域の中ですごく、あとあとずっと繋がって生きてくるんじゃないかなって思うんですけども。

(委員長) 先程からお話させてもらってるメインは公立保育所のあり方なんですけど、要は、向日市の子どもの保育をどうするかということだと思っんですけど、最終的にはですよ。ただ公立をどうするかということもありますけど、そればかり考えてたら、今のような発想は出てこないわけですよ。ですから、それも入れながら考えていこう、向日市の子どもの保育を今後どうしていくんやということを念頭においておかないと、だから、極端に、公民の話ばかりするんじゃないでね、あるいは公だけの話するんじゃないでもうちょっと広げてみていくのも、時にはいるかなと。そうしないと、公に、こだわる必要はあるんですけど、ここにばかりしがみついたら、話が、国の全体の流れの中からも外れていく可能性もあります、こういうあり方がいいんじゃないですかということで、ひとつのこういう事例をお話になったんだと思いますので。

(委員) デイケアママのシステムもそうですけれども、やっぱり、その保育促進の分野ってヨーロッパのデンマークであるとか、そちらのスウェーデンであるとか、そこら辺から学べることでたくさんあると思うんですけども、何か逆に、そういう部分でほんとに保育の水準がすごく高くなっていかはった国っていうのは、中身がですよ、高くなっていかはった国っていうのは、やっぱり経営が安定している、やっぱりその中でそのことにすごく没頭していけるってところへんは、やっぱり、国であったりとか、市であったりとか、もう経営を心配しなくていいよというような状態に持って行ってあげてはるところは、やっぱりすごく高まっていったってのは私もいろいろ勉強しましたけども、すごいなって、やっぱりその経営を心配しながらやっていかなあかん保育のあり方をしたはる国は、どうしても働く、ワーキングマザーにとっては、便利なシステムはどんどんどんどん取り入れているし、駅の中にほんとに保育所があるとか、今日本でも増えてきてますけれども、便利っていう部分ではすごく追求されていってますけども、じゃあ保育の中身はどうなかってなった時には、あれっていうような、中身のところがすごく多くって、そこらへんを、まあ今日本はどちらもが大事やっていうところで考えようとしては思うんですけども、なんかすごく、いっぱいその保育の質を高めてるところ、世界レベルのところから、デイケアママもひとつの、その、ひとつやと思うんですけども、じゃあそのことをするためには、向日市では何を大事にせなあかんのかっていうことは、世界的なところの視野に立っても考えていけると違うかなっていうのを私はすごく思うんですけども。

(委員) すいません。ちょっと何かあり方検討委員会で、何かすごいおっきなね、話題なので、何を発言したらいいのかがちょっと困ってしまうんですが、ただまあ、私が思うには今までも、そのベビーシッターであるとか、それ

からそういう昼間里親であるとかね、そういったのはみな民間で培われてきた歴史がありますね。それから保育所でも認可を受けてない保育園なんて山ほどあって、そこがほんとにもうたくさんニーズ、保育ニーズを受けてるわけなんです。助成金とかその国レベルで本来は、その全てのことが保障された中で保育ができたなら、これほどいいことはないやろなど、もう保育をする側でも、結局、経営のことは考えんでもいいし、それこそ、あの、理想に近い形での保育もできると思うんですが、今の日本では、無理ではないかなって思うんですね、ましてやこの向日市の財政では、無理やろっていうのがまあ私の印象なんですけど。で、無理やったらどうしたらええのかってところへんから考えていかないと、いかなんではないかなって私はちょっと思うんです。で、何か助成金とか、そのいただけるんですが、それに係るいろんな規制ってものすごいもんがあるんですね。だからそんなんやったらもう、何か、個人的にやる方がいいなとか何か思ったり、何かしたりもするんですけれども、今のその公立保育園にしたってまだまだその保育士さんの数っていうか、一応その法律に則ってはされてますけれども、いつもいつも保育士さんの募集をされてるぐらい人手不足になっているのが現状で、一方ではそのほんとに財政難で、その中で一生懸命保育をされているっていうふうな現状もありますし、そこへ持ってきて、建物が老朽化したなんてなってくると、もうどうしたらいいの？って、思うような、ところなんです。で、いかがなもんですかね。

(委員長) もちろん、この会が持っています、要綱の第2条に則って、ここが基本であるってのは間違いなし、ここが出発でありここがゴールであると思うんですけど、ただ今日は、第1回目ですので、皆さんの思いをそれぞれ、なにがしか思いを持って来られてると思いますので、自由に、話をさせていただくということで先程からお聞きをしてるわけです。だから、理路整然とこの、ルールの上を走って行きなさいという話じゃないんで、一応目的はここにありますが、それぞれみなさん方の思いを、まず第1回目に出していただいた方がいいだろうと、最後になってあんなこと言っといた方がよかったかもしれんとならないように最初から言ってもらって、その中で集約したものを作り上げていければいいと思いますし、それで、何か一言ずつお声が聞きたいなというのが正直なところなんです。もちろんいろんな背景が違いますから、思いも違うと思いますので、それはそれでもう自由に言っていたかなかったら、こんなん言うてええやろか悪いんやろかという話になりますから。せっかくご出席いただいていますから、何か、一言だけでもね、お話ししていただけたらということで。何かございませんか。

それと意見の潰し合いじゃなくて、育て合いをやっぱりここでしていかないと、こういうたらこれちゃいますよ、いう話じゃなくて、そこに積み

上げていくようなことを、していかないとだんだんしゃべる人が少なくな  
ってきますのでね。

何かございませんか。何か、私の役それみたいなので。

今日は現状と課題ということ、あるいは経緯ということで、向日市の、  
保育を中心にした問題こうですよというようなことを、お示しいただいた  
んだと思いますし、これちょっとどうしたらいいやろか、こうしたらいい  
やろかということも、ご意見として頂戴できればと思いますし、あの、何  
か、事務局が作った案に、はい賛成ですか反対ですかちゅう議論じゃな  
いんで、そのこのところはお間違いないようにしていただきたいんです。で、  
ここで議論を交わすことと、それからわからないことは事務局の方へ聞いて  
いただくという形で進めていかないとね。委員さんとして出ていただい  
てますので、何かがあってどうですかっていうのには、そういうもんにし  
たくないと思いますんで。やっぱりできるだけご発言を、願いたいなど。  
もちろん立場立場がとおりでしょうし、その立場からでも結構ですので、  
あるいはまた、1人の親としてしゃべっていただいても結構ですし。

じゃ、それでよろしいでございますか。また次回ということで。

まあ、およそだいたい私の思いは2時間ぐらいが限度かなと。

みなさん、おうち帰っているいろいろご都合もありますし、それから、あん  
まり長時間やっても疲れるということもありますんで。およそ2時間ぐら  
いを目安に進めて行きたいと思いますので、あんまり沈黙の時間が長くな  
らないようお願いをしたいと思います。まあ、2回目は、更なる活発なご  
意見が出るようお願いをしまして、第1回を終わらせていただきたいと  
思います。それでは最後にその他となっておりますが、これについて何か、  
ご意見ございますでしょうか。

ありませんか。それでは事務局の方から最後何かありますか。

(事務局) 委員さんからのお話にもありました、財政状況等についてできる範囲で、  
ご説明できるように次回させていただきたいと思いますので、よろしくお  
願いいいたします。それと、まず第1点目なんですけれども、この委員会に  
つきまして市の方から謝金が出ます。これにつきましては、全部が終了し  
次第、まとめてお支払いをさせていただきたいというように考えておりま  
すので、後日口座振替の関係とかご説明させていただきますのでよろしく  
願いいいたします。それと次回の開催なんですけれども、9月の29日か  
ら10月の3日までの間で決めさせていただきたいと思いますので、また  
ご通知の方差し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。  
以上でございます。

(委員長) はい、ありがとうございます。それでは本日の会議はこのあたりで終了  
させていただきたいと思います。ほんとに、夜分のお疲れのところお集ま  
りをいただきましてありがとうございました。今後とも、向日市の子ども  
の保育の内容をどう高めていくかということを中心に考えていきたいと

思いますので、お力添えの程、どうぞよろしく願いいたします。本日は  
どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。